



# PTAのひろば2017

---

平成29年6月24日

一般社団法人東京都小学校PTA協議会

# 目次

---

◆PTA実態調査2016・・・・・・・・・・・・・・3

◆改正個人情報保護法について・・・・・・22

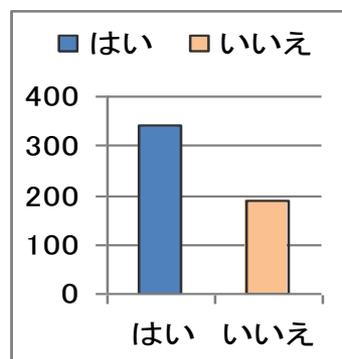
# PTA実態調査2016

---

- ◆ 実態調査はPTA活動の意義や役割を考えるヒントとなるような項目を毎年調査しています。
- ◆ PTA実態調査2016は、都内1289校にアンケート調査を依頼し、554校のPTAと535校の校長先生よりご回答いただきました。
- ◆ 結果は広報紙「PTA東京」にて報告し、各校へ配布しています。また都小Pホームページからもご覧になれます。
- ◆ 今年度も7月に調査予定としております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

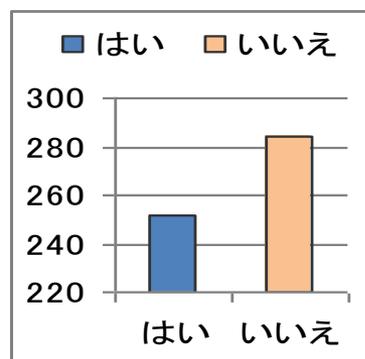
# PTA任意加入について(実態調査より)

## 任意加入の説明



はい 343  
いいえ 190

## 意思確認を実施

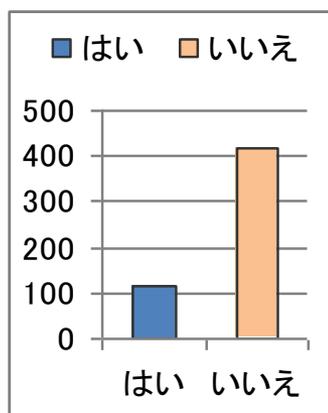


はい 252  
いいえ 284

- ◆ 加入が任意であることを62%のPTAで説明
- ◆ 加入意思確認まで実施しているのは46%
- ◆ 地域ごとの特性は特にみあたらない(平均的に分布)
- ◆ 任意加入説明、意思確認は入学説明会などで、しっかり趣旨や目的を伝えていくことが大切

# PTA任意加入について(実態調査より)

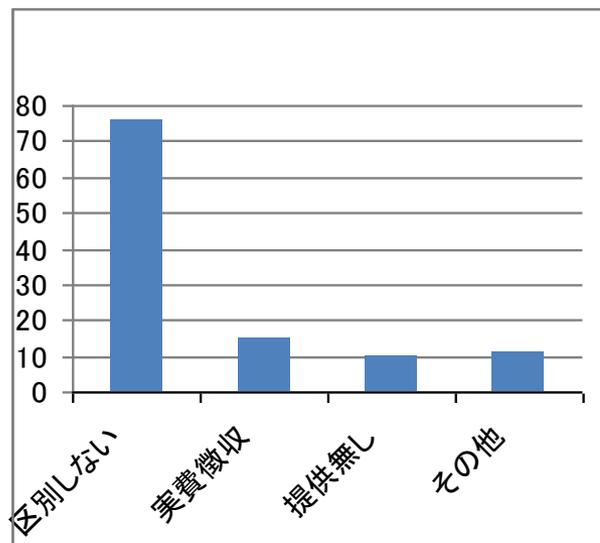
## 未加入家庭あり



はい 118

いいえ 415

## 未加入家庭への対応



区別しない 76

実費徴収 15

提供無し 10

その他 11

- ◆ 全家庭が加入しているPTAは76%
- ◆ 未加入の家庭があるPTAのうち68%が加入家庭と区別なく対応

### 【未加入対応事例】

- ◆ 学校授業の一環として行われる行事については案内。未加入者側の要請があった場合には運営委員会で検討
- ◆ プリントは配付、メールは配信しない。物品は卒業関係のみ実費徴収して提供。
- ◆ 保険のみ未加入となり配布物は区別しない
- ◆ お知らせや物品を提供しないが希望があれば提供する。

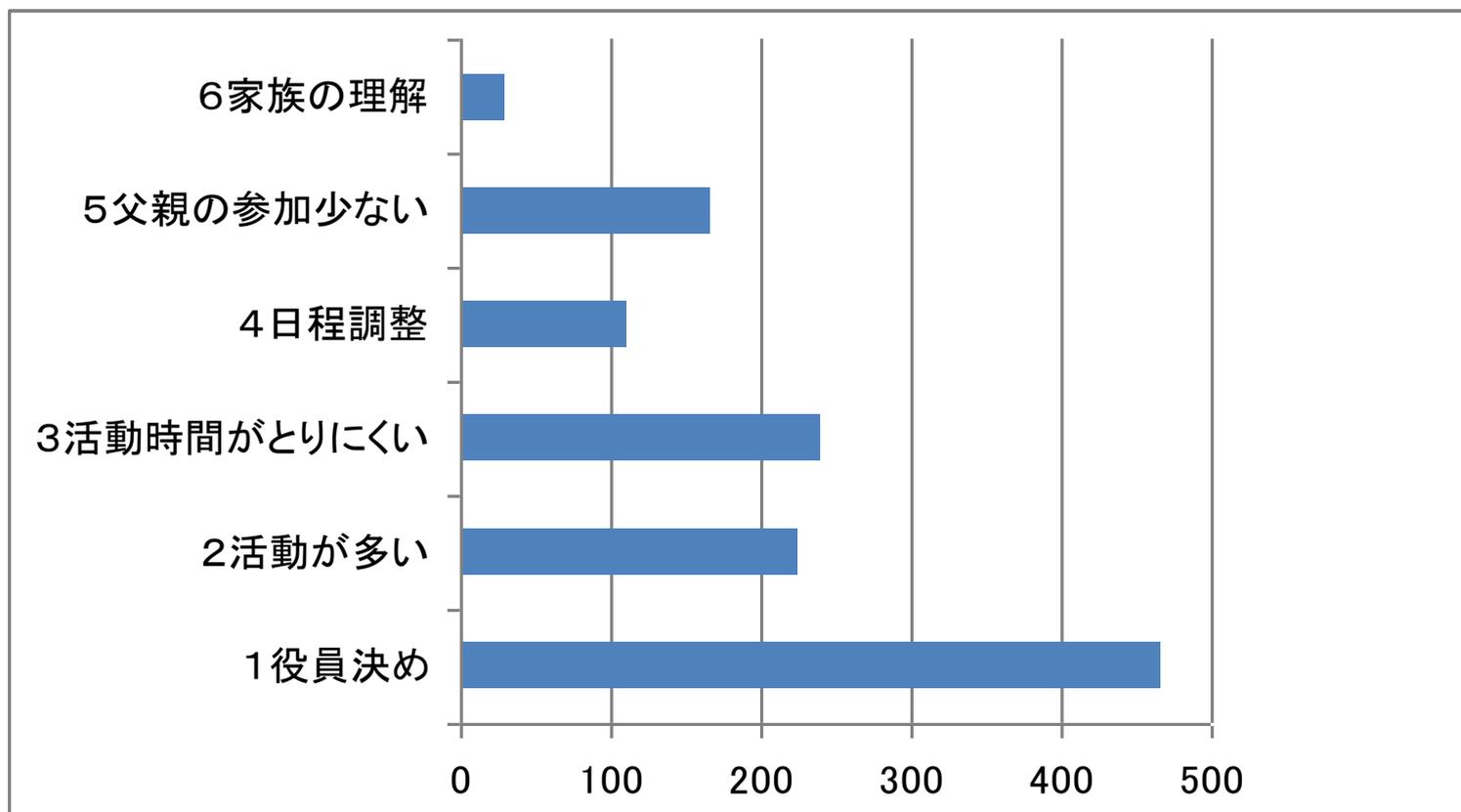
# 力を入れているPTA活動(実態調査より)

内容	PTA	%
1学校行事支援	446	28.8%
2安全確保	345	22.3%
6イベント	279	18.0%
7地域活動協力	244	15.8%
3交流・親睦	154	10.0%
5広報活動	43	2.8%
4研修・啓発	19	1.2%
8施設設備	17	1.1%

## 学校がPTAに力を入れて欲しいこと(実態調査より 校長先生の回答)

内容	学校	%
1学校行事支援	457	31.4%
2安全確保	400	27.5%
7地域活動協力	194	13.3%
3交流・親睦	157	10.8%
6イベント	106	7.3%
4研修・啓発	69	4.7%
5広報活動	47	3.2%
8施設設備	25	1.7%

# PTAの課題(実態調査より)

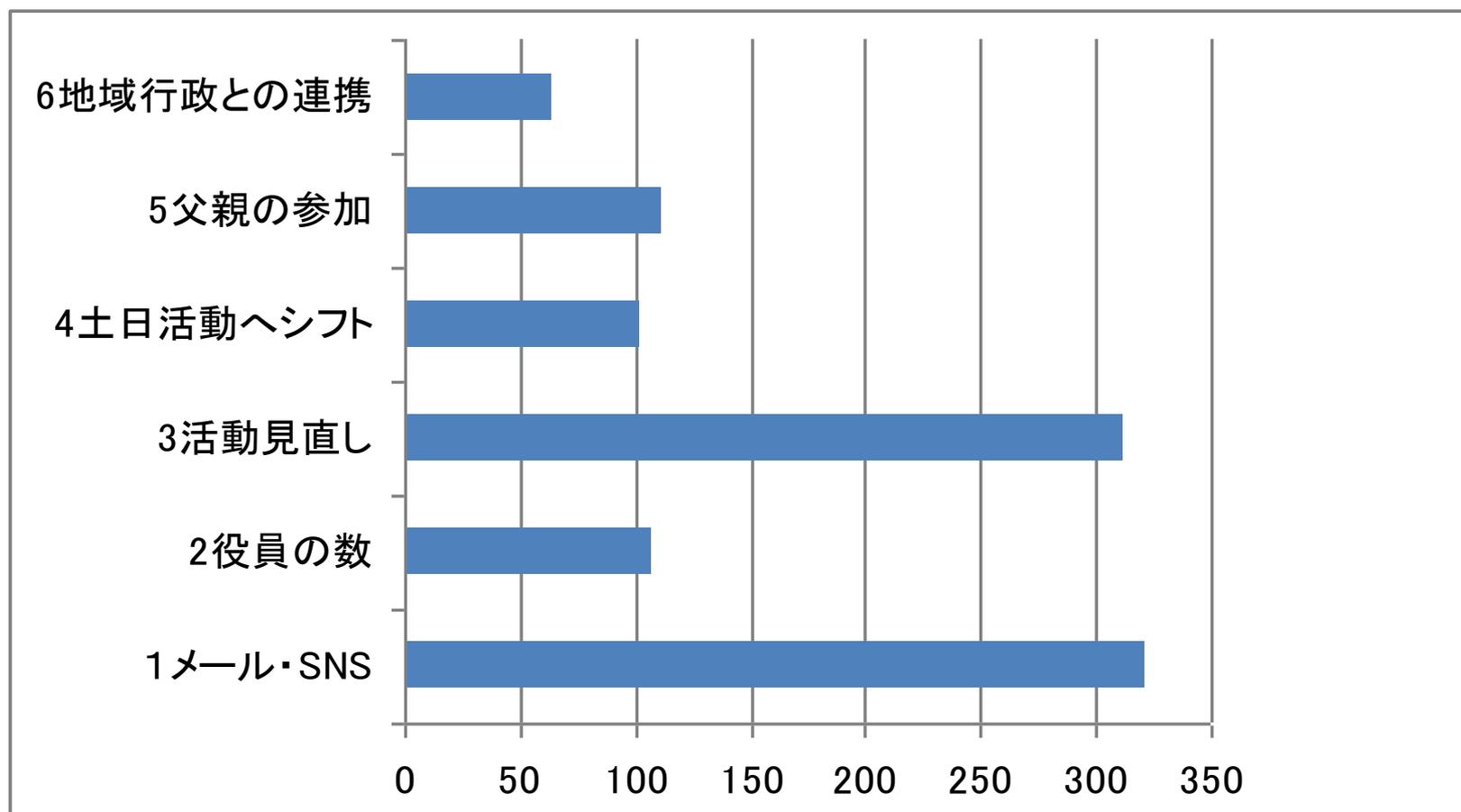


## PTAの課題 意見(実態調査より抜粋)

---

- ◆ 小P連・青少年など他校役員との会議が夜間に行われることが多い
- ◆ PTAの加入は任意であるが入会手続きなどないまま加入となっている。それがおかしいという家庭が出てきたが、特に解決策はないままとなっている
- ◆ 学校や諸団体との調整が大変
- ◆ PTAそのものの理解が得られにくい
- ◆ 児童向けのイベントに協力してくれる保護者がそうでない保護者への不満を訴えてくる
- ◆ 一部のポジション運営や部署などに仕事が偏る
- ◆ 平日に実施する事が多く、働いている人の参加が難しい
- ◆ PとTでの活動が難しい。先生方はPTA=保護者という認識
- ◆ やらされ意識、やっていない人への不平等感が強い

# PTAの課題解決の方法(実態調査より)



## PTAの課題解決の方法 意見(実態調査より抜粋)

---

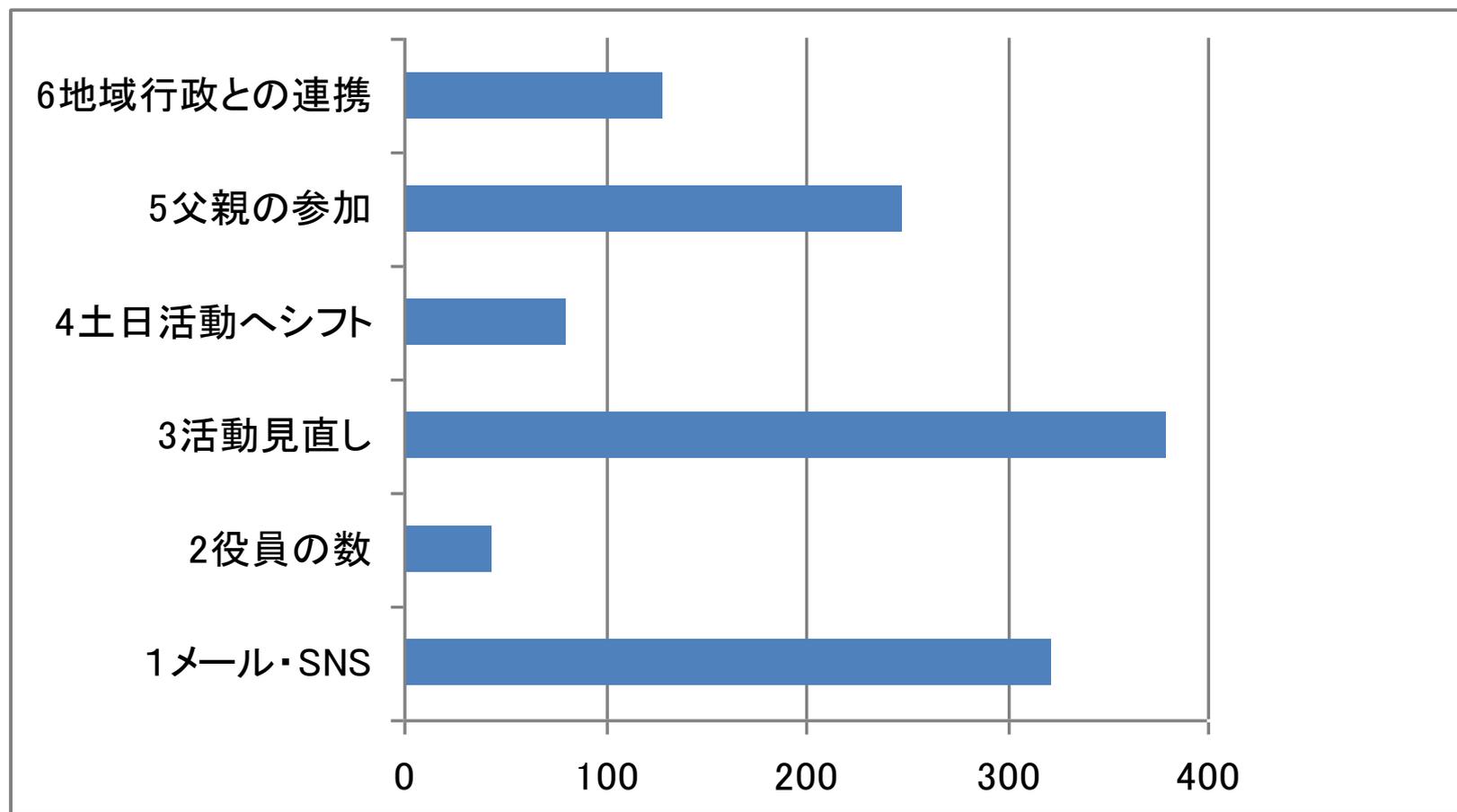
- ◆ 情報をオープンにして活動内容を理解いただいた上で参加してもらう
- ◆ メール・SNSを活用している
- ◆ 全員の意識・認識への働きかけ
- ◆ 平日組と休日組の作業分担
- ◆ おやじ会に参加促進している
- ◆ 業務の効率化・スリム化を図り仕事や介護等とも両立しやすくしている
- ◆ ポイント制の導入
- ◆ できる人が、できる時に又何事も楽しんで取り組むようにしています
- ◆ 保護者へのPTA活動への啓発
- ◆ 1回役員を経験すると世帯免除になる

## (参考)役員選考の工夫 実態調査2015より

---

- ◆ 役員経験者は次年度より4年間役員免除・委員3年免除となる
- ◆ 1年生入学時、6年間分の委員（専門）をほぼ決めてしまう
- ◆ 1人3回役員をすると表彰
- ◆ 6年間のうち一人二回制
- ◆ P T A役員または各委員会委員長経験者、次年度以降役員免除。
- ◆ P T A役員を一度やると、お子さんが何人いても永年免除
- ◆ 委員決めは各学級ではなく、各学年で実施（片方のクラスから決まれば、もう片方からも手が上がる）
- ◆ お父さん優先枠など

## PTAの課題解決の方法 校長先生の意見(実態調査より)



## PTAの課題解決の方法 校長先生の意見(実態調査より抜粋)

- ◆ 出席できる時に出席するという考え方に
- ◆ 子どもの教育について語る場を増やし、関心を広げる
- ◆ 学校支援地域本部、コミュニティスクールの活用
- ◆ 親子での活動を促進することで新たな保護者に関わってもらおう
- ◆ 一人一役(委員係等)全家庭の参加
- ◆ PTA活動の目的の見直し
- ◆ 祖父母も含めたPTA活動
- ◆ 土曜公開日に諸系の活動を集約
- ◆ できる範囲での参加。役員やリーダーへのねぎらい
- ◆ 役員・委員以外の保護者が年間1回程度お手伝い(参加)できる行事等に参加するシステムを作る
- ◆ 子育て[PTA活動]参加は負担と云うよりは自分にとってのメリットであるという意識改革も必要なのではないかと思います
- ◆ 企業への協力要請
- ◆ 社会や会社のPTA活動への理解と意識制度改革が必要

# まとめ

---

- ◆ 任意加入説明、意思確認の推進
- ◆ 未加入家庭への具体的な対応方法を検討
- ◆ P T A が力を入れている活動と学校の期待はほぼ一致している
- ◆ 会員に P T A 活動の意義を知らせていく活動が必要
- ◆ 会議の見直し、非効率な作業の排除など活動内容そのものの見直しが必要
- ◆ 一人に集中しないよう、多くの人数で負担軽減  
( I C T 活用、地域との連携、お父さんの参加促進等)

# 校長先生からのご意見抜粋 その1

- ◆ 運営委員会も精選して少ない回数で充実している。会長を中心に無理が生じないように上手に運営して下さりありがたい
- ◆ 児童のためにやらされるのではなく、自ら行うPTA活動になるとやりがいを感じられるのではないのでしょうか
- ◆ これからの時代、働く母親が増え、従来の組織の在り方を見直す必要が出てくると思います。全員参加型、フレキシブルな方法を出し合い、できる事をしぼって、誰もが満足する学校力にしていけたらと考えます
- ◆ 子供たちのために精一杯努力している皆さま(PTA)に感謝の気持ちでいっぱいです
- ◆ PTA活動に参加することで教員との関係が深まった等、その+αについて学校としても考えていきたいと思えます
- ◆ 本校では、一人一役が徹底され、全保護者で学校教育活動を支えていく形ができており、大変ありがたい。忙しい中でも楽しく活動して下さりいつも感謝しています
- ◆ 毎年役員や委員が交代するという事情はあるが、前年と全く同じように行事や会議を行おうとする。世の中も変化している。保護者の啓発を何よりもお願いしたい
- ◆ 学校は保護者、地域と連携することで質の高い教育活動を実施することができると考えます。互いに無理のない参加の仕方を考えていくべきだと思えます

# 校長先生からのご意見抜粋 その2

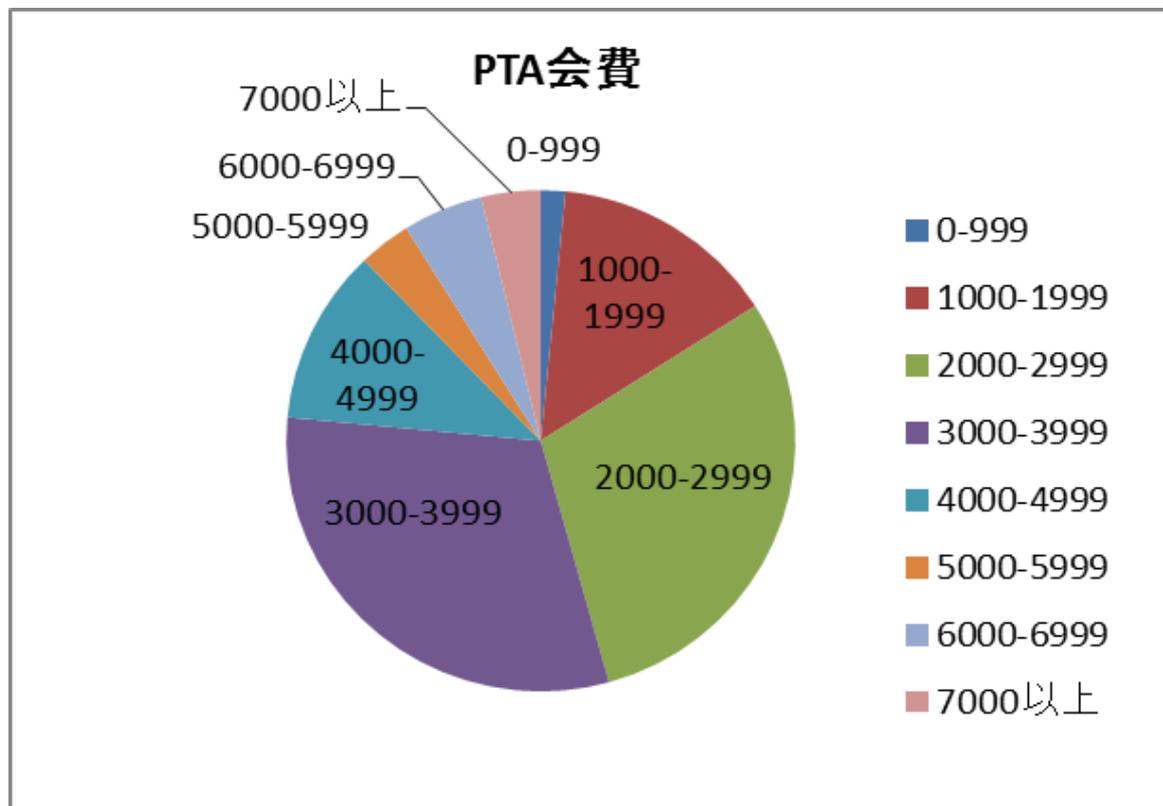
---

- ◆ 完璧にと思わず子ども達の学びや喜びを自分自身の充実に結びつけながら息長く続けていきたい
- ◆ PTA不要論がエスカレートしていますが、無理せず、楽しみながらやっている本校のような学校もあることも分かって欲しいと思います。(時勢か、大きな声を出したものの意見が通る社会になっていくのは子供たちのためにならないと思います)
- ◆ 「こうあらねばならぬ」というパラダイムのようなものを現状に合わせて変革しなくてはならないと思います。無い袖を振らせるようなPTA活動は見直すべきと考えています
- ◆ 子どもたちのため、学校のために本当によく活動して下さっています。仕事をもつ保護者の方も活動しやすいように、在宅でできる仕事や土日だけの来校でも可能な仕事を設けるなど工夫して頂ければと思います
- ◆ 子供の教育は学校と家庭が協力して行うものです。PTA役員の皆さんが、学校と保護者とのパイプ役、潤滑油として活躍して頂いていることに感謝しています
- ◆ PTA活動の負担感を減らしながら、満足感・効果・成果を実感できるように創意工夫を一緒に考えていきたいと思っています
- ◆ 本校はPTA活動が活発であり、そのおかげもあり、保護者も児童も落ち着いています

# 校長先生からのご意見抜粋 その3

- ◆ 本校PTA活動は、長年の引継ぎ（伝統）がきちんとされている。見事である。役員等の文書管理も含めてルールを確立することが大切だと考える
- ◆ 保護者の温かい支えが児童はもちろん教職員に活力を与えよい影響を及ぼしています
- ◆ 保護者のボランティア意識が、子どもの成長にも関係している。実践的ボランティア活動でもあるPTA活動の活性化によって、学校も教員も保護者も子どもも大きく変わってくる。今後も力強い推進をお願いしたい
- ◆ PTAについての存在意義が話題となるときがありますが、入会は任意なのか強制かで言うと任意であると思います。PTA活動は全体の1割の方の強力な協力がないと成り立ちません。その1割の方を残りの9割の方がどう支えるかであると考えます。だから無関心ではいけないのです。全員が子育てには参加する。この考え方が今後の日本の方向性を決めるといっても過言でないと思います
- ◆ 学校教育活動にご協力いただいていることへ感謝しております。同時に学校への要望や介入も多くなってきているように思います。保護者の不満を直接学校にぶつけるような後押しの形にPTAがならないように切に願っています
- ◆ PTA役員の方は本当に素晴らしい方々です。仕事や育児で大変な中、時間を割いて学校に足を運び、子供のため、学校のために多大なお力を借していただいています。特に本校は恵まれています

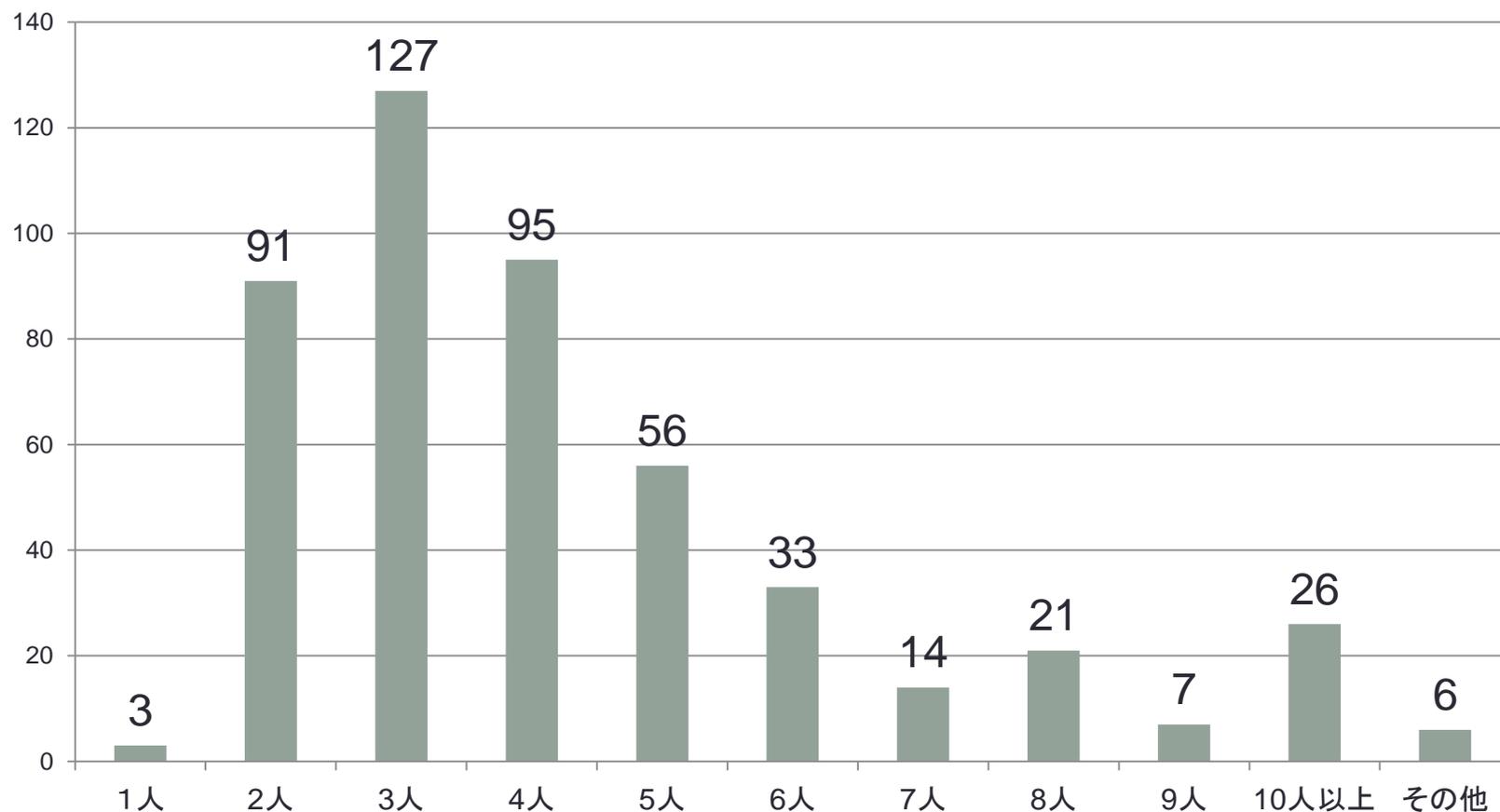
# (参考)会費について 実態調査2015より



- ◆ 310円から14,440円までと、幅広い。
- ◆ 平均は3,277円。
- ◆ 児童数で徴収の場合、二人目から安くなるという方法も。
- ◆ 約半数が口座引き落としで徴収している。

# (参考)組織について 実態調査2015より

## 副会長の人数



## (参考)活動について 実態調査2015より

内容	PTA数	%
1子供祭り	268	59.4%
2バザー	106	23.5%
3登下校見守り	270	59.9%
4清掃活動	154	34.1%
5パトロール	376	83.4%
6PTA研修会	247	54.8%
7家庭教育学級	171	37.9%
8広報紙発行	431	95.6%
9スポーツ大会	193	42.8%
10校庭開放	204	45.2%

# 改正個人情報保護法

---

## 改正個人情報保護法の対応

# 改正個人情報保護法

---

個人情報保護法とは？

「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」)は、インターネットの普及等の情報化の進展により個人の権利・利益の侵害の危険性が高まったことや、国際的な法制定の動向への対処として、個人の権利利益を保護することを目的として平成15年5月30日に公布され、平成17年4月1日に全面施行された法律です。

# 改正個人情報保護法

---

改正個人情報保護法とは？

個人情報保護法の全面施行から10年あまりが経ち、情報通信技術の発展等の急速な環境変化により法制定当初は想定されなかったビッグデータの利活用に対するニーズの高まりや、国境を越えたパーソナルデータの流通等に対応することを目的として、平成27年9月9日に改正個人情報保護法が公布され、平成29年5月30日に全面施行されました。

# 改正のポイント①

## 赤字は注意事項

改正区分	改正項目	内容
(1)個人情報の定義の明確化	①個人情報の定義の明確化	<p>氏名、住所、生年月日等一般的な個人情報<sup>赤字</sup>の他、顔認識データ・指紋認識データなど特定の個人の身体的特徴をデータ化したものや、運転免許証番号・マイナンバーなど個人に割り当てられる番号等が含まれる、特定の個人を識別できる情報(個人識別符号)について、個人情報の対象として明確化されます(改正法第2条1項・2項)</p> <p>ちなみに個人情報グレーゾーンといわれるもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・携帯電話番号、クレジットカード番号、メールアドレス、会員IDなど</li></ul> <p>個人情報にあたらないもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通信端末ID、匿名加工情報</li></ul>
	②要配慮個人情報 <sup>赤字</sup> の規定の新設	<p>人種や信条、社会身分、<sup>赤字</sup>病歴、前科前歴など本人に対する不当な差別や偏見が生じないよう特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として新たに規定し、要配慮個人情報を取得する場合には、原則として本人の同意を得ることが義務づけられます。(改正法第2条3項)</p>
	③小規模取扱事業者への対応	<p>現行法では、取り扱う個人情報の数が5,000件以下となる事業者(以下、小規模取扱事業者)は規制の対象外でした。しかし、改正法ではこうした個人情報の取扱量による規制枠は撤廃され、全ての企業が個人情報取扱事業者として改正法の適用を受けることになりました。(改正法第2条5項)</p> <p>第2条5項に国の機関、地方公共団体など例外がありますが、PTAは当てはまらないため、対象となります。なお自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。また公立小中学校は各自治体の個人情報保護条例の準用となります</p>

# 改正のポイント②

## 赤字は注意事項

改正区分	改正項目	内容
(2) 適正な条件下での個人情報等の有用性の確保	①匿名加工情報の規定の新設	今回の改正法では、もともと個人情報であるデータを誰の情報か分からないように加工するとともに、個人情報として復元できないようにした「匿名加工情報」という概念が創設されました。匿名加工情報は個人情報には該当しないため、本人の同意なしで第三者提供が可能(改正法第2条9項)
	②利用目的の変更の制限の緩和	個人情報の利用目的を変更する場合の制限が緩和され、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において、利用目的を変更できるようになります
(3) 個人情報の流通の適正さの確保	①オプトアウト規定の厳格化	本人の同意を得ずに個人情報を第三者提供する「オプトアウト規定」を利用する場合、あらかじめ下記の事項について本人に通知または本人が容易に知りうる状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出ることが義務づけられます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・第三者提供を利用目的にすることとその対象項目</li><li>・第三者への提供の方法</li><li>・求めに応じて第三者提供を停止することおよび本人の求めを受け付ける方法</li></ul>

# 改正のポイント③

## 赤字は注意事項

改正区分	改正項目	内容
	②トレーサビリティの確保	<p>個人データを第三者に提供する際には、トレーサビリティ確保の観点から当該情報を提供する側と提供を受ける側それぞれに対して規制が強化されました。具体的には、原則として本人の同意を得る以外に個人情報取扱事業者は以下の義務を負うことになります。</p> <p>提供する側：提供年月日、提供先等に関する記録の作成、および当該記録の一定期間の保存(改正法第25条) 提供を受ける側：提供者の情報、および提供者が当該個人データを取得した経緯の確認、提供年月日、提供者情報およびその取得経緯に関する記録の作成、および当該記録の一定期間の保存(改正法第26条)</p>
	③データベース提供罪の新設	個人情報データベースなどを取り扱う個人情報取扱事業者やその従業者などが、不正な利益を図る目的で提供もしくは盗用した場合の罰則(データベース提供罪)が新設されました。(改正法第83条)
(4)個人情報保護委員会の新設		内閣府の外局として「個人情報保護委員会」を新たに設置し、これまで各主務大臣が有していた個人情報取扱事業者への監督権限を委員会に集約するとともに、新たに立入検査の権限等が追加
(5)個人情報の取扱いのグローバル化	①国境を越えた法の適用	日本の住居者等の個人情報を取得した外国の事業者についても、原則として個人情報保護法が適用
	②外国事業者への第三者提供	個人情報委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人の同意がある場合、外国への個人情報の第三者提供が可能

# PTAで守るべきルール(個人情報保護法の基本)

項目	ルール
1. 個人情報を取得する時	<p>個人情報を何に使うかあらかじめ利用目的を決めて本人に伝える            例1: 会員名簿を作成するために個人情報を集める場合には“会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため”など個人情報を集める用紙に利用目的を記載            例2: クラス名簿作成のお願いには以下の趣旨文言を入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員同士の連絡のツールとしてクラス名簿を作りたい</li> <li>・趣旨ご理解の上協力を求める</li> <li>・いただいた連絡先はPTAで管理するとともにクラス名簿作成以外には使用しない</li> <li>・事情により名簿に連絡先の記載を希望されない場合は連絡ください</li> </ul> <p>等</p>
2. 個人情報を利用する時	<p>取得した個人情報は決めた目的以外のことに使わない</p>
3. 個人情報を保管する時	<p>個人情報は安全に管理する。電子ファイルの場合、パスワードの設定、ウイルスソフトの利用。紙媒体は施錠保管。また配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売などしないよう注意をよびかける</p>
4. 個人情報を他人に渡す時	<p>個人情報を本人以外の第三者に渡す場合は、本人の同意が必要(警察からの照会、災害時等例外はあり)            また提出先などを記録し、一定期間保管する必要がある。            なお個人情報を委託先に提供する場合(名簿の印刷を業者に委託など)には、委託先をしっかりと選定し、適切な監督を行う必要がある。            * 学校が保護者から個人情報を集める際に、PTAに提供することを伝え、通知して集め、PTAに提供することは可能。(学校との協議が必要)</p>
5. 個人情報開示を求められた時	<p>本人から個人情報の開示、訂正を求められたら対応しなければならない</p>

# PTAで実施すること

実施事項	内容
PTA規約への追加	<p>規約追加サンプル</p> <p>第〇条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする</p>
規約とは別に個人情報取扱方法の指針(ガイドライン)を定める	<p>規約で定めた個人情報取扱方法。以下サンプル(冒頭部分) 全文サンプルは別紙</p> <p>〇〇小学校PTA 個人情報取扱方法</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この個人情報取扱方法は、〇〇小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。</p>
個人情報を収集する時には何に使うかあらかじめ利用目的を決めて本人に伝える	<p>PTA入会申し込みの場合 全文サンプルは別紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用目的を特定する</li> <li>→例: 「PTA会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と、利用目的を特定する</li> <li>・利用目的を本人に通知、公表する</li> <li>→例: 個人情報を集める際に配布する用紙(PTA入会申込書、あるいは一緒に配布する説明の紙)に、1で特定した利用目的を記載する</li> </ul> <p>・クラス名簿を作成する時の例はP28 個人情報を取得する時 を参照</p>
個人情報の管理の見直し	<p>電子ファイルの場合、パスワードの設定、ウィルスソフトの利用。紙媒体は施錠保管。</p>

# まとめ

---

- ◆ 改正個人情報保護法のPTAに対する影響は大きい。各単Pで早急にPTA内、学校との話し合いを進める必要がある。
- ◆ PTA入会意思確認と改正個人情報保護法は別物ではあるが、入会意思確認は今後必要。
- ◆ 都小Pとしても今後も可能な限り、情報をP連経由で発信予定。  
(教育委員会とも連携し、今後も今回と同種の情報共有会合を開かせていただきます。その場合はぜひご出席をお願いします。)

\* 本日の資料、また本日のQAは今後、都小Pのホームページで公開予定です。

都小Pホームページ <http://www.ptatokyo.com/>



ありがとうございました。